



鳥取県公報

平成13年 3月21日(水)
第 7 2 6 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	字の区域の変更（3件）（市町村振興課）	1
	字の区域の変更等（"）	3
	青少年に有害な図書類の指定（県民生活課）	8
	化製場等に関する法律第9条第1項による区域の指定の一部改正（"）	10
	県営土地改良事業計画の決定（耕地課）	11
	土地改良法による換地処分（5件）（"）	12
	土地改良事業の協議の適否の決定（"）	13
	国土調査の成果の認証（2件）（"）	13
	基本測量の終了（管理課）	14
	土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更（都市計画課）	14
	土地区画整理事業の事業計画の変更の認可（"）	14
選挙告示	選挙管理委員会の招集	15

告 示

鳥取県告示第169号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、佐治村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営土地改良事業に係る佐治川流域地区余戸工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成13年 3月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同左の区域（平成12年11月6日現在の地番による。）
大字余戸字中島	大字余戸字中島のうち136の一部、139の一部、154の1の一部、159の一部、161の一部、163の一部、165の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字余戸字川原171の1の一部、171の2の一部、180の3及びこれらと一体をなす国有地
大字余戸字川原	大字余戸字中島136の一部、139の一部、154の1の一部、159の一部、161の一部、163の一部、165の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字余戸字川原のうち171の1の一部、171の2の一部、180の3及びこれらと一体

大字余戸字溝口	をなす国有地以外の区域 大字余戸字溝口のうち629の4、629の5、631の2、631の3、632の2、633の4から633の7まで、635の2、640の2、641の1、641の2、642の1、642の3、643の1、643の2、645の2及びこれらと一体をなす国有地並びに633の3と一体をなす国有地以外の区域
大字余戸字大田	大字余戸字溝口629の4、629の5、631の2、631の3、632の2、633の4から633の7まで、635の2、640の2、641の1、641の2、642の1、642の3、643の1、643の2、645の2及びこれらと一体をなす国有地並びに633の3と一体をなす国有地 大字余戸字大田の全域

鳥取県告示第170号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営土地改良事業に係る上庄地区第2工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成13年3月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同左の区域（平成12年9月18日現在の地番による。）
大字三本杉字屋敷	大字三本杉字屋敷のうち1043、1044の1、1045の1、1046の2以外の区域
大字三本杉字コウコウ林	大字三本杉字コウコウ林のうち1268の2、1269の1、1270、1271、1283の2及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字三本杉字下出口	大字三本杉字屋敷1043、1044の1、1045の1、1046の2 大字三本杉字コウコウ林1268の2、1269の1、1270、1271、1283の2及びこれらと一体をなす国有地 大字三本杉字下出口の全域

鳥取県告示第171号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営土地改良事業に係る上庄地区第5工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成13年3月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同左の区域（平成12年9月18日現在の地番による。）
大字大杉字原ヶ平	大字大杉字原ヶ平のうち303の3と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字大杉字大谷803の7の一部
大字大杉字大谷	大字大杉字原ヶ平303の3と一体をなす国有地の一部

	大字大杉字大谷のうち803の7の一部以外の区域
大字大杉字庄師田	大字大杉字庄師田のうち337の1、337の3と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字大杉字鑑田	大字大杉字庄師田337の1、337の3と一体をなす国有地の一部 大字大杉字鑑田の全域

鳥取県告示第172号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、西伯町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、西伯町（大字阿賀の一部）の地籍図及び地籍簿の国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による認証の日からその効力を生ずる。

平成13年 3月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同左の区域（平成12年 1月12日現在の地番による。）
大字倭字孫谷山	大字倭字孫谷山の全域 大字倭字馬場ノ下175
大字倭字馬場ノ下 大字倭字八反田	大字倭字馬場ノ下169から173まで、174の1及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字倭字八反田のうち185の6及びこれと一体をなす国有地並びに185の1、186の1、186の5、187の2と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字阿賀字宮ノ谷	大字倭字馬場ノ下のうち169から173まで、174の1、175及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字倭字八反田185の6及びこれと一体をなす国有地並びに185の1、186の1、186の5、187の2と一体をなす国有地の一部 大字阿賀字宮ノ谷のうち8、9の1以外の区域 大字阿賀字平田の全域 大字阿賀字小林崎55 大字阿賀字立平山623から625まで、626の1、626の2及びこれらと一体をなす国有地
大字阿賀字小林崎	大字阿賀字小林崎のうち55以外の区域 大字阿賀字ハフノ前61の4及びこれと一体をなす国有地並びに60と一体をなす国有地の一部
大字阿賀字ハフノ前	大字阿賀字ハフノ前のうち61の4及びこれと一体をなす国有地並びに60、74の2、74の3と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字阿賀字澤田70の2、71の3、153の2、157の2、1455の1、1455の2及びこれらと一体をなす国有地 大字阿賀字屋敷116の4、117の1
大字阿賀字澤田	大字阿賀字澤田のうち70の2、71の3、153の2、157の2、1438、1455の1、1455の2及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字阿賀字神田180の2並びに192の4、192の5と一体をなす国有地 大字阿賀字市庭331の3、331の4
大字阿賀字椎ノ木	大字阿賀字ハフノ前74の2、74の3と一体をなす国有地の一部

大字阿賀字屋敷	<p>大字阿賀字椎ノ木の全域</p> <p>大字阿賀字屋敷116の3、125の2、125の3の一部、128の2</p> <p>大字阿賀字カフナ谷山593の2、594の2、595の1、595の2、596、597の1、597の2、598、599の1、599の2、600の2、600の3及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字阿賀字澤田1438及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字阿賀字屋敷のうち116の3、116の4、117の1、125の2、125の3の一部、128の2以外の区域</p>
大字阿賀字神田	<p>大字阿賀字市庭337の2、337の3、338の2、339の2、339の3、339の5、339の6、340の1、340の2、341の一部、342の1の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字阿賀字神田のうち180の2並びに192の4、192の5と一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字阿賀字平塚202の8、204の3、205の2、209の2及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字阿賀字平塚	<p>大字阿賀字フルヒノ上の国有地の一部</p> <p>大字阿賀字樋ノ上231の1、231の3、231の4と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字阿賀字平塚のうち202の3の一部、202の4、202の7、202の8、204の3、205の2、209の2、313の2、316の3、317の3の一部、318の2、325の2、325の3及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字阿賀字フルヒノ下268、270から272まで、274の1から274の3まで、275の3、275の4</p>
大字阿賀字平塚東	<p>大字阿賀字平塚西294の4の一部、295の3、299の3</p> <p>大字阿賀字馬草免311の5及びこれと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字阿賀字平塚202の3の一部、202の4、202の7、313の2、316の3、317の3の一部、318の2、325の2、325の3及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
大字阿賀字樋ノ上	<p>大字阿賀字平塚東の全域</p> <p>大字阿賀字平塚西294の4の一部、294の5から294の7まで</p> <p>大字阿賀字市庭326の3、334の2の一部、347の2及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字阿賀字池ヶ坪の全域</p> <p>大字阿賀字樋ノ上のうち231の1、231の3、231の4と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大字阿賀字外河原	<p>大字阿賀字外河原の全域</p>
大字阿賀字石橋西	<p>大字阿賀字フルヒノ上の国有地の一部</p> <p>大字阿賀字石橋西の全域</p> <p>大字阿賀字フルヒノ下268、270から272まで、274の1から274の3まで、275の2から275の4までと一体をなす国有地</p>
大字阿賀字塩辛新田	<p>大字阿賀字塩辛新田276第1及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字阿賀字馬草免の国有地の一部</p> <p>大字阿賀字塩辛新田のうち276第1及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字阿賀字馬草免287の2及びこれと一体をなす国有地並びに287の1、287の3、287の4と一体をなす国有地の一部</p>
大字阿賀字松賀前西	<p>大字阿賀字石川西369、372と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字阿賀字松賀前西のうち288の2及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字阿賀字溝挟の全域</p>

大字阿賀字平塚西	大字阿賀字フルヒノ下275の2 大字阿賀字平塚西のうち294の4から294の7まで、295の3、299の3以外の区域 大字阿賀字馬草免の国有地の一部
大字阿賀字石川東	大字阿賀字馬草免301、302の2、303の2、308の2、311の6及びこれらと一体をなす国有地 大字阿賀字石川東の全域 大字阿賀字石川365の2、366の2及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字阿賀字カナトコ	大字阿賀字カナトコのうち402の2、414の2、414の4、415の2、415の3、416の2、417の2から417の4まで、418の2、420の3及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字阿賀字松賀前東361の1、361の2、361の5、361の6、362、363の1から363の3まで及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字阿賀字榎畑824の5及びこれと一体をなす国有地
大字阿賀字市庭	大字阿賀字松賀前西288の2及びこれと一体をなす国有地 大字阿賀字市庭のうち326の3、331の3、331の4、334の2の一部、337の2、337の3、338の2、339の2、339の3、339の5、339の6、340の1、340の2、341の一部、342の1の一部、346の3、346の4、347の2及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字阿賀字松賀前東	大字阿賀字カナトコ402の2及びこれと一体をなす国有地 大字阿賀字市庭346の3、346の4及びこれらと一体をなす国有地 大字阿賀字松賀前東のうち361の1、361の2、361の5、361の6、362、363の1から363の3まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字阿賀字横路472の2、472の4と一体をなす国有地 大字阿賀字松賀前のうち400の3から400の5まで、401の2、401の3及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字阿賀字井ノ尻486の2 大字阿賀字トフマヤ558の2、560の2、561の2、562の2、563の2及びこれらと一体をなす国有地
大字阿賀字石川西	大字阿賀字馬草免287の1、287の3、287の4及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字阿賀字石川西のうち369、371の3から371の5まで、371の7、371の8、372、373の2と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字阿賀字五反田	大字阿賀字石川370の2と一体をなす国有地の一部 大字阿賀字五反田の全域 大字阿賀字塩辛899の3、900の2、901の2、917の2、918の2、920の2及びこれらと一体をなす国有地
大字阿賀字ヌキガ坪	大字阿賀字ヌキガ坪のうち861の2と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字阿賀字榎畑824の2 大字阿賀字袋尻の国有地の一部
大字阿賀字塩辛	大字阿賀字石川370の2 大字阿賀字石川西371の3から371の5まで、371の7、371の8、373の2と一体をなす国有地の一部 大字阿賀字塩辛のうち899の3、900の2、901の2、917の2、918の2、920の2及

大字阿賀字徳蓮場東	びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字阿賀字徳蓮場西869の7、869の13 大字阿賀字徳蓮場東の全域
大字阿賀字横路	大字阿賀字徳蓮場西869の11、869の12 大字阿賀字徳蓮場のうち933の2、938の1、938の2、940の1から940の4まで、941の1、941の2及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字阿賀字井ノ尻	大字阿賀字松賀前401の2、401の3及びこれらと一体をなす国有地 大字阿賀字カナトコ414の2、414の4、415の2、415の3、416の2、417の2から417の4まで、418の2及びこれらと一体をなす国有地 大字阿賀字横路のうち443並びに472の1、472の2、472の4、472の7、472の8と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字阿賀字井ノ尻473の2、476の3 大字阿賀字観音堂817の2、818の5、818の6、819の1、819の2、820の1、820の2、821の2から821の4まで及びこれらと一体をなす国有地並びに816の1、816の3、817の1、821の1と一体をなす国有地の一部
大字阿賀字上横路	大字阿賀字松賀前400の3から400の5まで 大字阿賀字横路472の1、472の2、472の7、472の8と一体をなす国有地の一部 大字阿賀字井ノ尻のうち473の2、476の3、481の2、486の2及びこれらと一体をなす国有地並びに480、481の1と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字阿賀字王子塚	大字阿賀字井ノ尻481の2及びこれと一体をなす国有地 大字阿賀字上横路のうち498の3、498の4、499の2、501の2、502の2、503の2、508の1の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに498の1、499の1、501の1、502の1と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字阿賀字下横路671の4、671の6
大字阿賀字友谷	大字阿賀字上横路498の3、498の4、499の2、501の2、502の2、503の2、508の1の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに498の1、499の1、501の1、502の1と一体をなす国有地の一部 大字阿賀字王子塚の全域 大字阿賀字友谷537と一体をなす国有地
大字阿賀字トフマヤ	大字阿賀字小谷山654及びこれと一体をなす国有地 大字阿賀字王子塚山655から657まで、659と一体をなす国有地 大字阿賀字友谷のうち538の2、539の2及びこれらと一体をなす国有地並びに537と一体をなす国有地以外の区域
大字阿賀字椎ノ木山	大字阿賀字トフマヤのうち558の2、560の2、561の2、562の2、563の2及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字阿賀字椎ノ木山575の2、577の2、579の2及びこれらと一体をなす国有地
大字阿賀字カフナ谷山	大字阿賀字椎ノ木山のうち575の2、577の2、579の2及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字阿賀字カフナ谷山のうち593の2、594の2、595の1、595の2、596、597の1、597の2、598、599の1、599の2、600の2、600の3及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字阿賀字傳堂寺山	大字阿賀字宮ノ谷8、9の1

	大字阿賀字傳堂寺山の全域
大字阿賀字立平山	大字阿賀字立平山のうち623から625まで、626の1、626の2及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字阿賀字小谷山	大字阿賀字小谷山のうち654及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字阿賀字王子塚山	大字阿賀字王子塚山のうち655から657まで、659と一体をなす国有地以外の区域
大字阿賀字下横路	大字阿賀字井ノ尻480、481の1、481の2と一体をなす国有地の一部 大字阿賀字下横路のうち671の4、671の6以外の区域 大字阿賀字清定684の1、684の2、685から687までと一体をなす国有地の一部
大字阿賀字清定	大字阿賀字横路443 大字阿賀字清定のうち684の1、684の2、685から687までと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字阿賀字トフヘン神田707の4、707の5、708の2、709の2、710の2、711の2及びこれらと一体をなす国有地 大字阿賀字観音堂810の4、810の5、812の2、812の3、813、814の5 大字阿賀字中部1259の1、1259の3、1260の1と一体をなす国有地の一部
大字阿賀字トフヘン神田	大字阿賀字トフヘン神田のうち707の4、707の5、708の2、709の2、710の2、711の2及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字阿賀字観音堂793の2、794の2、810の1、812の1、812の4及びこれらと一体をなす国有地 大字阿賀字中部1253の1、1253の2、1254の3、1256の2及びこれらと一体をなす国有地並びに1256の1、1257、1258の1、1258の2と一体をなす国有地の一部
大字阿賀字十王堂	大字阿賀字十王堂の全域 大字阿賀字下部751の1、752の2及びこれらと一体をなす国有地 大字阿賀字観音堂790の3及びこれと一体をなす国有地 大字阿賀字槇ノ前1164、1166、1167、1168の1、1168の2及びこれらと一体をなす国有地
大字阿賀字下部	大字阿賀字下部のうち751の1、752の2、764の3及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字阿賀字観音堂	大字阿賀字下部764の3 大字阿賀字観音堂のうち790の3、793の2、794の2、810の1、810の4、810の5、812の1から812の4まで、813、814の5、817の2、818の5、818の6、819の1、819の2、820の1、820の2、821の2から821の4まで及びこれらと一体をなす国有地並びに816の1、816の3、817の1、821の1と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字阿賀字榎畑	大字阿賀字カナトコ420の3及びこれと一体をなす国有地 大字阿賀字榎畑のうち824の2、824の5及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字阿賀字八反田	大字阿賀字八反田の全域 大字阿賀字下八反田の全域
大字阿賀字六反田	大字阿賀字六反田の全域 大字阿賀字袋尻の国有地の一部
大字阿賀字徳蓮場西	大字阿賀字徳蓮場西のうち869の7、869の11から869の13まで以外の区域 大字阿賀字徳蓮場933の2、938の1、938の2、940の1から940の4まで、941の1、941の2及びこれらと一体をなす国有地

大字阿賀字竹ノ下	大字阿賀字竹ノ下のうち1005の3並びに1007の1、1008と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字阿賀字槇ノ前1155と一体をなす国有地の一部
大字阿賀字ミソギ	大字阿賀字ミソギのうち1010の3及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字阿賀字バボフボリ	大字阿賀字バボフボリの全域 大字阿賀字ミソキ谷1083の2、1084の2、1085の1、1086、1086の1、1087、1088及びこれらと一体をなす国有地
大字阿賀字ミソキ谷	大字阿賀字ミソキ谷のうち1083の2、1084の2、1085の1、1086、1086の1、1087、1088、1098から1100まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字阿賀字成林	大字阿賀字ミソキ谷1098から1100まで 大字阿賀字成林の全域 大字阿賀字久ニシ1175の1
大字阿賀字槇ノ前	大字阿賀字竹ノ下1005の3並びに1007の1、1008と一体をなす国有地の一部 大字阿賀字ミソキ1010の3及びこれと一体をなす国有地 大字阿賀字槇ノ前のうち1164、1166、1167、1168の1、1168の2及びこれらと一体をなす国有地並びに1155と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字阿賀字久ニシ1175の4、1175の5
大字阿賀字久ニシ	大字阿賀字久ニシのうち1170の2、1175の1、1175の4、1175の5、1184の一部、1186の2、1187の3、1188の2、1189の4から1189の6まで、1190の2及びこれらと一体をなす国有地並びに1183と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字阿賀字寺塔	大字阿賀字久ニシ1184の一部並びに1183と一体をなす国有地の一部 大字阿賀字寺塔の全域
大字阿賀字中部	大字阿賀字久ニシ1170の2、1186の2、1187の3、1188の2、1189の4から1189の6まで、1190の2及びこれらと一体をなす国有地 大字阿賀字中部のうち1253の1、1253の2、1254の3、1256の2及びこれらと一体をなす国有地並びに1256の1、1257、1258の1、1258の2、1259の1、1259の3、1260の1と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字阿賀字奥田	大字阿賀字奥田のうち1314、1315と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字阿賀字カジャ谷	大字阿賀字奥田1314、1315と一体をなす国有地の一部 大字阿賀字カジャ谷の全域

廃止する字の名称	大字阿賀字平田、大字阿賀字池ヶ坪、大字阿賀字フルヒノ上、大字阿賀字フルヒノ下、大字阿賀字馬草免、大字阿賀字石川、大字阿賀字溝狭、大字阿賀字松賀前、大字阿賀字袋尻、大字阿賀字徳蓮場、大字阿賀字下八反田
----------	---

鳥取県告示第173号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第13条第1項の規定に基づき、同項第1号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成13年3月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定番号	種 別	図 書 類		
		題 名 及 び 号 数	発 行 記 号 等	表示された発行所名
6682	雑誌その他の の刊行物	ぼっちゃり若妻倶楽部	雑誌コード 60121-98	株式会社 英和出版社
6683	"	リップクラブ	雑誌コード 09307-09	"
6684	"	お姉さんは半熟妻 VOL.1	雑誌 17522-10	株式会社 オデッセウス出版
6685	"	ガマンできない VOL.1	雑誌 08318-8	株式会社 笠倉出版社
6686	"	ブロンドたちの性愛	雑誌 04482-08	洒瑠夢
6687	"	NGエヌ・ジー3月号 mar.Vol.27	雑誌コード 11985-3	有限会社 セントラル出版
6688	"	やっぱ人妻でちゅ!!	雑誌コード 11986-2	"
6689	"	放課後クラブ 10月号 Vol.146	雑誌 14008-10	株式会社ダイアプレ ス
6690	"	S M特別編集 緊縛散華	雑誌 66014-55	株式会社 司書房
6691	"	感じるお姉さんのH体験	雑誌 66782-26	株式会社 桃園書房
6692	"	愛欲人妻生活	雑誌コード 11573-08	吐夢書房
6693	"	めちゃイイ!! 10月号	雑誌 08633-10	株式会社 ビデオ出版
6694	"	チャパツ! [Chapaz]	雑誌 04502-10	平和出版 株式会社
6695	"	ウレッコ第15巻第11号 通巻第192号	雑誌 01851-11	ミリオン出版
6696	"	Oh!は~あん 制服少女恥辱同好会	な し	みこすり図書
6697	"	ミニモミ 制服美少女媚肉愛好会	"	"
6698	"	ラブラブ愛モード VOL.01	"	メール出版
6699	"	超天然素人娘 10月号 VOL.71 NO.066	雑誌コード 16217-10	雄出版 株式会社
6700	"	桃尻娘開発局 10月号 VOL.5	雑誌 06894-10	"
6701	"	やわらかダッチお姉さん Vol.1	な し	遊友舎

6702	"	露出シャワー 12月号	雑誌 09743-12	株式会社 ラン出版
6703	"	淫辱美少女ハメ撮り	な し	LOCK-ON
6704	"	メチャ濡れルージュ VOL.02	"	不 明
6705	"	ぺろんちょ娘	"	不 明
6706	"	ポイン DE ポン!!	"	不 明
6707	録画テープ	ピュアミント 鈴木あや	GB-02	株式会社 グレートベスト
6708	"	淫行女学園 生徒会選挙スペシャル	な し	ATHENA
6709	"	中出し女学院 れいか	002	不 明
6710	"	野村祐希 秘部暴露!!	HB-06	秘部コレクター

鳥取県告示第174号

平成2年鳥取県告示第455号（化製場等に関する法律第9条第1項による区域の指定について）の一部を次のように改正し、平成13年4月1日から施行する。

平成13年3月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項を削る。

改 正 後	改 正 前
	1 鳥取市の区域のうち 立川町一丁目、立川町二丁目、立川町三丁目、立川町四丁目、立川町五丁目、立川町六丁目、立川町七丁目、上町、中町、馬場町、江崎町、栗谷町、東町一丁目、東町二丁目、東町三丁目、湯所町一丁目、湯所町二丁目、吉方町一丁目、吉方町二丁目、御弓町、大榎町、大工町頭、包丁人町、掛出町、尚徳町、西町一丁目、西町二丁目、西町三丁目、西町四丁目、西町五丁目、材木町、玄好町、元大工町、上魚町、片原一丁目、片原二丁目、片原三丁目、片原四丁目、片原五丁目、鍛冶町、若桜町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、茶町、桶屋町、職人町、二階町一丁目、二階町二丁目、二階町三丁目、二階町四丁目、新町、元魚町一丁目、元魚町二丁目、元魚町

- 1 略
- 2 略
- 3 略
- 4 略
- 5 略
- 6 略
- 7 略
- 8 略
- 9 略
- 10 略
- 11 略
- 12 略
- 13 略
- 14 略
- 15 略
- 16 略

三丁目、元魚町四丁目、川端一丁目、川端二丁目、川端三丁目、川端四丁目、川端五丁目、元町、戎町、寺町、吉方温泉一丁目、吉方温泉二丁目、吉方温泉三丁目、吉方温泉四丁目、弥生町、栄町、瓦町、今町一丁目、今町二丁目、末広温泉町、永楽温泉町、吉方、行徳、南町、寿町、新品治町、相生町一丁目、相生町二丁目、相生町三丁目、相生町四丁目、薬師町、田園町一丁目、田園町二丁目、田園町三丁目、田園町四丁目、西品治、田島、松並町一丁目、松並町二丁目、松並町三丁目、青葉町一丁目、青葉町二丁目、青葉町三丁目、丸山町、古市、富安一丁目、富安二丁目、扇町、富安、東品治町、天神町、幸町、興南町、南吉方一丁目、南吉方二丁目、南吉方三丁目、吉岡温泉町、湖山町、湖山町東一丁目、湖山町東二丁目、湖山町東五丁目、湖山町西一丁目、湖山町西二丁目、湖山町西三丁目、湖山町西四丁目、湖山町南一丁目、湖山町南二丁目、湖山町南三丁目、湖山町南四丁目、湖山町南五丁目、湖山町北一丁目、湖山町北二丁目、湖山町北三丁目、湖山町北四丁目、湖山町北五丁目、湖山町北六丁目、秋里、浜坂、浜坂一丁目、浜坂二丁目、浜坂三丁目、浜坂四丁目、浜坂五丁目、浜坂六丁目、浜坂七丁目、浜坂東一丁目、港町、岩倉、卯垣、卯垣一丁目、卯垣二丁目、卯垣三丁目、卯垣四丁目、卯垣五丁目、吉成、吉成一丁目、吉成二丁目、吉成三丁目、吉成南一丁目、吉成南二丁目、叶一丁目、賀露町、古海、大杙、雲山、新及び正蓮寺

- 2 略
- 3 略
- 4 略
- 5 略
- 6 略
- 7 略
- 8 略
- 9 略
- 10 略
- 11 略
- 12 略
- 13 略
- 14 略
- 15 略
- 16 略
- 17 略

鳥取県告示第175号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業寺内地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成13年 3月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成13年3月22日から20日間

3 縦覧に供する場所

会見町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第176号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る佐治川流域地区（余戸工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成13年3月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第177号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る上庄地区（第2工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成13年3月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第178号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る上庄地区（第4工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成13年3月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第179号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る上庄地区（第5工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成13年3月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第180号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る東郷地区（第7工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成13年 3月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第181号

大栄町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業六尾地区農業用排水及び農道整備）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成13年 3月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

2 縦覧に供する期間

平成13年 3月22日から20日間

3 縦覧に供する場所

大栄町役場

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第182号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成13年 3月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
福 部 村	平成8年度から平成12年度まで	福部村（大字岩戸の一部）の地籍図及び地籍簿	岩美郡福部村大字岩戸の一部	平成13年 3月21日
日 南 町	平成10年度から平成12年度まで	日南町（矢戸の一部）の地籍図及び地籍簿	日野郡日南町矢戸の一部	〃

鳥取県告示第183号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成13年 3月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
西 伯 町	平成9年度から平成11年度まで	西伯町（大字阿賀の一部）の地籍図及び地籍簿	西伯郡西伯町大字阿賀の一部	平成13年3月21日
会 見 町	平成8年度及び平成9年度	会見町（諸木及び田住の各一部）の地籍図及び地籍簿	西伯郡会見町諸木及び田住の各一部	〃

鳥取県告示第184号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成13年3月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 基本測量（国土調査及び確定測量に伴う基準点測量）
- 2 作業地域 岩美郡国府町及び岩美町、八頭郡郡家町、西伯郡淀江町及び大山町並びに日野郡日南町及び溝口町
- 3 終了年月日 平成13年2月28日

鳥取県告示第185号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、米子市蚊屋土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年3月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

区 分	氏 名	住 所
変 更 前	立脇 秀次	西伯郡日吉津村大字富吉1093
変 更 後	立脇 賢二	〃

鳥取県告示第186号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年3月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 施行者の名称
米子市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画流通業務団地造成事業 米子流通業務団地造成事業

3 事業施行期間

変更前 平成9年12月2日から平成13年3月31日まで

変更後 平成9年12月2日から平成16年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 米子市大字赤井手、大字今在家及び大字二本木の各一部

(2) 使用の部分 変更前 なし

変更後 鳥取県米子市流通町の一部

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第19号

平成13年第9回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成13年3月21日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

1 日時 平成13年3月23日(金) 午前10時30分

2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 選挙管理委員室

3 議題

(1) 船岡町長選挙に係る審査申立てについて

(2) その他

